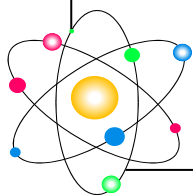




住信 年金情報



PENSION NEWS

(平成23年11月16日)

年金信託部

東日本大震災における被災地域の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

【厚生年金基金】

指定基金の指定および健全化計画に関する改正

本日、標記に関する以下の政令・通知が発出されました。

- ・ [厚生年金基金令の一部を改正する政令](#)
- ・ [「厚生年金基金に係る厚生年金保険法第一百七十八条の二に基づく厚生労働大臣の指定及び健全化計画の承認について」の一部改正について](#)

当該改正は、先般実施されました財政運営基準等の見直しに関するパブリックコメントを受けて改正されるものです。

<ご参考・財政運営基準等の見直しに関するパブリックコメントの内容>

- ・ [平成23年7月14日配信のPENSION NEWS](#) II. 2. (4) 指定基金の指定要件等の見直し
- ・ [平成23年10月6日配信のPENSION NEWS](#) II. (7) 指定基金健全化計画承認基準の見直し

内容は次頁以降のとおりです。



SUMITOMO TRUST 住友信託銀行

4. 健全化計画の承認

改正後	改正前
<p>厚生労働大臣は、指定基金からの申請に基づき、健全化計画による具体的措置の実施が見込まれ、基金の財政の健全化が見込まれる場合には、健全化計画の承認を行うものとする。</p> <p>「基金の財政の健全化が見込まれる場合」とは、例えば指定年度の前年度に比べて、健全化計画の最終年度における最低責任準備金に対する純資産額の比率が上昇すること。</p>	<p>厚生労働大臣は、指定基金からの申請に基づき、指定年度の3月末日までに健全化計画の承認を行うものとする。</p>

5. 健全化計画の変更

改正後	改正前
<p>下記①から③に該当するなどにより、財政を健全化することが困難と見込まれるに至った指定基金は、健全化計画を新たに作成し、厚生労働大臣に対し、健全化計画の変更の承認を申請する必要がある。</p> <p>① 健全化計画書における前提が、著しく異なるに至った場合、又はその後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合</p> <p>② 健全化計画に基づく措置を講ずることが、困難な状況が生じた場合</p> <p>③ 設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合</p> <p>厚生労働大臣が指定基金に対して、期限を定めて健全化計画の変更を求めることがある。</p>	<p>下記①から④に該当する場合、変更を必要とする。</p> <p>① 健全化計画書における前提が、著しく異なるに至った場合、又はその後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合</p> <p>② 健全化計画に基づく措置を講ずることが、困難な状況が生じた場合</p> <p>③ 設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合</p> <p>④ その他、厚生労働大臣が必要と認める場合</p> <p>期限は、厚生労働大臣による変更の求めがあった日の翌日から起算して3ヶ月後の日が属する月の末日。</p>

■健全化計画の作成にあたっての留意事項が以下のとおり明記されました。

- ✓ 具体的措置を実施すること及び実施時期について、代議員会の議決を経た上で記載することを原則とするが、基金及び設立母体の実情や、具体的措置を実施するために必要な期間等を考慮し、それらの見込みについて記載することは差し支えない。
- ただし、見込みを記載する場合であっても、健全化計画は、あくまでも、基金の財政の健全化を図ることを目的としたものであることに十分留意すること。

■健全化計画書の様式（別添様式2）のうち以下の事項が削除され、添付書類が簡素化されました。

1. 財政に関する事項
2. 業務に関する事項
3. 歴代代議員・理事等名簿
4. 財政状況の経緯と現行のままでの財政見通し

なお、以下の取扱いは従前から変更はありません。

- ✓ 指定の解除の基準（「指定年度の12月末日時点で純資産額が最低責任準備金の9割以上」または「指定年度以降の決算で純資産額が最低責任準備金の9割以上」）
- ✓ 財政の健全化の目標（最低責任準備金の9割を最低限確保すること）

Ⅱ. すでに指定基金に指定されている基金の取扱い

- ✓ 平成22年度以前に指定基金に指定され、健全化計画を実施中の基金については、改正後の健全化計画通知に基づく内容に変更した計画を、平成24年2月末日までに管轄の地方厚生（支）局長に提出する必要があります。（平成24年2月末日までに提出することが困難な場合は、その旨を地方厚生（支）局長に報告し、遅くとも、平成24年9月末日までに提出することとされています。）

Ⅲ. その他

上記の他、厚生労働省から以下の確認を得ています。

確認事項①（回復計画との関係）

- ✓ 指定基金が非継続基準における回復計画を作成する場合は、健全化計画と同じ前提で作成する必要がある。

確認事項②（指定基金の公表）

- ✓ 平成23年度に指定基金に指定される基金名は、厚生労働省HPに掲載するなどにより11月末日を目途に公表する予定。

参考：指定基金のフロー図

